

# あなたの申告は？(下記の①②③④のあてはまる)ところでご確認ください。

## ① 給与

年末調整は済んでいますか？

いいえ

はい

次のうち1つでも該当しますか？

- 給与を2か所以上からもらっている。
- 給与収入が103万円以上である。
- 源泉徴収されている。
- 年金などの給与以外の所得が20万円を超える。

次のうち1つでも該当しますか？

- 年末調整済以外も給与収入がある。
- 年金などの給与以外の所得がある。

いいえ

はい

控除に変更はありますか？  
【扶養控除・住宅借入金等特別控除・医療費控除等】

それは20万円を超えていますか？

いいえ

はい

いいえ

はい

いいえ

はい

所得税の確定申告の必要はありませんが、扶養親族の状況、各種控除合計額によっては、市・県民税の申告が必要となる場合があります。

申告の必要はありません。

住民税申告をしてください。

所得税の確定申告をしてください。

## ② 個人事業など

個人事業

不動産などの収入

土地・家屋の売却

昨年、所得税の確定申告をしましたか？

いいえ

はい

所得額が控除額を超えますか？

いいえ

はい

住民税申告をしてください。  
ただし、土地・家屋の売却については、所得税の申告が必要な場合があります。

所得税の確定申告をしてください。

## ③ 年金

1年間の年金収入が400万円を超えますか？

いいえ

はい

年金以外の所得がありますか？

はい

いいえ

年金以外の所得が20万円を超えていますか？

はい

いいえ

控除の追加がありますか？  
(例：扶養控除、医療費控除、社会保険料控除など)

はい

いいえ

住民税申告をしてください。  
※所得税が源泉徴収されている方で、所得税の還付を受けたい方は確定申告が必要です。  
(この場合、別途住民税申告は必要ありません。)

申告の必要はありません。

ポイント！

所得税の確定申告をしてください  
(別途住民税申告は必要ありません)。

## ④ 上記の「①・②・③」のいずれにもあてはまらない方

市内に在住する親族の扶養に入っていますか？  
(税法上の扶養)

はい

いいえ

申告の必要はありません。

市・県民税の申告をしてください。

国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入の方、福祉医療制度を利用の方などは、収入がない場合でも申告してください。

※税法上の扶養とは年末調整や扶養親族等申告書などで申告した親族のことを指し、健康保健上の扶養とは異なります。  
※複数の収入がある方は、主たる収入の箇所をご確認ください。